埼玉県社会保障推進協議会 2023年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

鶴ヶ島市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】国民健康保険は病気やけがでかかった医療費の一部を、公費と加入者の保険税で負担し、支え合う制度です。

急速な高齢化と医療技術の進展により、医療費は年々増え続けており、国民健康保険財政は厳しい状況が続いています。

国民健康保険制度は平成30年度からの国民健康保険新制度において、県と市町村が共同運営する際の統一的な指針となる「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定し、市町村とともに国民健康保険の安定的な運営を図っております。

国民健康保険を将来にわたり維持していくために、保険税のご負担をいただきますことにご理解とご協力をお願いします。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

- ① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。
- 【回答】令和2年12月に策定された「埼玉県国民健康保険運営方針」(第2期)では、保険税水準の統一について、段階を踏んで課題解決に取り組むこととしています。納付金ベースでの統一を令和6年度から実施し、収納格差以外の統一を令和9年度から実施する予定です。その後は、収納率格差が一定程度まで縮小された後に完全統一を実現する予定です。計画の達成状況等は、毎年度埼玉県国民健康保険運営推進会議等で全市町村が共有し、目標達成に向けて取り組み、引き続き県と市町村で共通認識の下、安定的な運営を図ります。

「埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)」については、埼玉県国民健康保険運営協議会において審議されております。この中で保険税水準の統一の進め方は同様の考え方で進めていくこととされております。本市では県が示す納付金、またこれを賄うための保険税に対する標準保険税率に基づき、段階的に税率の改正を行ってまいります。

- ② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。
- 【回答】「埼玉県国民健康保険運営方針」では、赤字削減・解消の取り組み、年次目標が定められており、埼玉県全体として計画的に取組むこととしています。

具体的には、令和8年度までに一般会計からの法定外繰入金を解消することが示されています。

そのため、本市では策定した「赤字削減・解消計画書」に基づき、段階的に法定外繰入 金の解消を図ってまいります。

③第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ 国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備す るように県に要請してください。

【回答】

「埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)」の原案では、保険税水準の統一の意義を県内の保険給付の負担を全市町村で支え合うため、小規模な市町村において高額な医療費が発生した場合においても保険税の変動を抑えることができ、更なる財政の安定化につながること。また、県内のどこに住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となるため、被保険者間の公平性の確保につながることとしています。

当市では「埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)」の策定の基本的な考え方である財政 運営の安定化を図りつつ、国保の都道府県単位化の趣旨の深化を図るため、法定外繰入れの 着実な解消や保険税水準の統一、医療費適正化の更なる推進に取り組んでまいります。

また、「埼玉県国民健康保険運営方針」の趣旨を踏まえ、県が示す標準保険税率の水準に向け、被保険者への影響などに留意し段階的に税率等の改正を行ってまいります。

厚生労働省が示す地域医療構想では、都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、構想区域ごとの各医療機関の将来必要量を含めた地域医療構想を策定するとしています。

埼玉県では、二次医療圏が10のエリアに分かれており、それぞれの医療圏において、 医療計画などを協議している「地域医療協議会」を活用するなど、地域の実態に即した医療体制の検討を進めています。

当市は、川越比企区域に属しており、高齢者の増加などを背景にとして、今後も医療需要が増加すると見込まれています。また、病床機能報告による回復期の病床数は依然として不足している状況であり、新興感染症に備えた感染症病床の確保等も必要であるとの見解から、今後も既存医療機関の病床数を増やす方向で整備していくことが現実的であるとしています。

この方向性により本区域の地域医療機関は、拡充されていくものと考えております。

④国保法第77条(保険料の減免)は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答】

子どもに係る保険税の均等割額の減額措置として、令和4年度から未就学児の均等割額を軽減する措置が全国統一的に講じられました。

具体的には、公費で最大5割軽減し、低所得者の7割・5割・2割軽減に該当している 世帯の場合は、残る均等割額5割を軽減対象とするため、それぞれ8.5割、7.5割、 6割軽減とするものです。

また、多子世帯や就学時等の減額措置については、国の政策で対応すべき事案と考えておりますので、市独自の減額措置を拡大する予定はありません。

なお、全国知事会及び全国市長会では、今回の減額措置が未就学児に限定されることから、対象年齢や軽減割合の拡大を引き続き検討するよう国に求めています。

- (3) 所得に応じて払える保険税にしてください。
 - ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。
- 【回答】国民健康保険税は、地方税法により、4方式(所得割・資産割・被保険者均等割・世帯平等割)、3方式(所得割・被保険者均等割・世帯平等割)、2方式(所得割・被保険者均等割)の3つの賦課方式の中から、市町村が条例で賦課方式を定めることになっています。

そのため、均等割額を設けない方式を設定することは、法令違反に当たると考えられる ことから、今後も法令を遵守した運営を図っていきます。

なお、本市では、平成26年度から賦課方式を応能部分としての所得割額、応益部分と しての均等割額の2方式を採用しており、応能・応益割合は、概ね7対3となっています。

- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。
- 【回答】子どもに係る保険税の均等割額の減額措置として、令和4年度から未就学児の均等割額 を軽減する措置が全国統一的に講じられました。

具体的には、公費で最大5割軽減し、低所得者の7割・5割・2割軽減に該当している 世帯の場合は、残る均等割額5割を軽減対象とするため、それぞれ8.5割、7.5割、 6割軽減とするものです。

また、多子世帯や就学時等の減額措置については、今回の制度改正にはありませんが、 今回の措置と同様に、国の政策で対応すべき事案と考えておりますので、市独自の減額措 置を拡大する予定はありません。

なお、全国知事会及び全国市長会では、今回の減額措置が未就学児に限定されることから、対象年齢や軽減割合の拡大を引き続き検討するよう国に求めています。

- ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。
 - 【回答】本市では「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、段階的に法定外繰入金の解消 を図っており、毎年2千万円の削減することを計画で定め、令和7年度までの解消を目 指しています。
- ④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。
- 【回答】国保の都道府県単位化により、県は県全体の医療給付費等の必要額から交付金等を差し引いた額を国が定めた算定方法で市町村に案分し、標準保険税率及び事業費納付金額を定めております。

市町村は、事業費納付金を納付することで県は市町村の保険給付に要した費用を普通 交付金として交付しております。

事業費納付金は国民健康保険税、法定による繰入金のほか、法定外繰入金や財政調整 基金を財源として支出しております。

このような中、被保険者への負担軽減をできる限り図るため、本市では財政調整基金を 活用しており令和5年度は約2億6千6百万円を繰入れています。

本市といたしましても、被保険者への影響を考慮しつつ急激な負担の増加とならないよう国民健康保険特別会計財政調整基金を活用しながら運営を図っております。

- (4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。
 - ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。
 - 【回答】本市では、保険税を滞納している世帯に対し、滞納者との接触の機会を確保する観点 から、6か月の有効期間の短期被保険者証を窓口にて交付しております。

また、滞納期間が長期であり、かつ滞納額が高額となる世帯については、被保険者証にかわり「資格証明書」を交付しております。

いずれも、滞納者との納付相談の機会を設け、状況の確認や計画的な納税につなげ、国民健康保険税の収納確保と被保険者間の負担の公平・公正を図るために交付しているものです。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。
- 【回答】被保険者証は、毎年、簡易書留で郵送後に保管期間経過や居所不明等により、市に差 し戻された場合は、普通郵便で、窓口で受領するよう通知しており、市役所に留め置くこ とのないよう努めています。
- ③ 資格証明書は発行しないでください。
- 【回答】資格証明書については、税負担と給付の公平性を確保する観点から、担税能力があるにもかかわらず納税相談等に応じない滞納世帯に対して発行しています。

資格証明書の発行に当たっては、機械的な運用を行うのではなく、対象者世帯の所得状況、家族構成、疾病履歴、現地調査、弁明の機会の確保等、1件ずつ確認し、特別な事情を考慮した上で発行しています。

- (5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。
- ① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるに要請してください。
 - 【回答】令和6年秋の健康保険証の廃止により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することが原則となりますが、全ての被保険者が、保険診療を受ける権利を損なうことのないよう「資格確認書」の交付方法について、現在国において検討を進めておりますので令和6年秋以降も被保険者証を発行できるよう国に要請する考えはありません。

- ② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6カ月としてください。 【回答】本市では「短期被保険者証」の有効期限を「6か月」としております。
- (6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。
 - ① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。
- 【回答】保険税の減免は、天災その他特別な事情がある場合を除き、担税能力に着目して減免 するものです。

そのため、一概に「生活保護基準の概ね 1.5倍」のように、一定の枠において減免 の範囲を指定することはできません。

そこで、低所得者の方に対しては、保険税の負担軽減を図るために、被保険者の世帯の総所得金額が一定額以下の場合に、条例で定める額を減額しています(いわゆる7割・5割・2割軽減)。

今後は、都道府県単位化に伴い、県内市町村の事務の標準化等の中で推進していくことになりますので、埼玉県と市町村との協議の状況を踏まえ、適正な対応に努めてまいります。

なお、法定軽減については、これまで国において適宜必要な拡充を行ってきていますので、今後更なる軽減率の引上げが実施された場合には、適正に対応していく考えです。

- (7) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。
 - ① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。
- 【回答】一部負担金の減免については、天災その他特別な事情がある場合において、一部負担金の支払いが困難であると認められる者に対して行われるものであるため、単に「生活保護基準の概ね 1.5 倍」のように一定の枠において減免の範囲を指定することはできません。
- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。
- 【回答】本市での一部負担金の減免申請書については、国からの通知をもとに作成していますので変更する予定はありません。申請書記載時には、記載事項を丁寧に説明しながら応対しております。
- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。
- 【回答】一部負担金の減免申請時には、本人やご家族の所得状況や生活状況などを伺いながら応対しておりますので、医療機関の会計窓口で手続きすることはできません。
- (8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください
 - ① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】

徴収事務については、各種財産調査の上、納付資力がないと判断した住民については納税緩和措置を行います。また、納税相談の中で、生活困窮状態と思われる方に対しては、生活支援を行う部署に案内しています。

多重債務などの理由で税金の納付が困難な方には、「消費生活相談」の利用を促し、生活再建に向け対応しています。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】

納税相談などの機会をとおして、自主納付を第一としております。 やむを得ず滞納処分を執行する場合は、関係法令を遵守し適正に対応します。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

納税相談などの機会をとおして、自主納付を第一としております。 やむを得ず滞納処分を執行する場合は、関係法令を遵守し適正に対応します。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

納税相談などの機会をとおして、自主納付を第一としております。 やむを得ず滞納処分を執行する場合は、関係法令を遵守し適正に対応します。

- (9) 傷病手当金制度を拡充してください。
 - ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。
 - 【回答】令和5年5月8日より「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等 を踏まえて感染急拡大に対応するため運用していた傷病手当金の支給に係る臨時的な取 扱いについては終了しております。
 - ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。
 - 【回答】傷病手当金は、疾病または負傷により業務に従事できない被用者に対して、給与を得ていた額に応じて支給するもので任意給付とされており、条例を制定して支給することは可能ですが、本市においては厳しい財政事情や様々な就業形態の被保険者間の公平性の観点から、条例を改正する予定はありません。

(10) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。
 - 【回答】国保運営協議会の委員は、条例において被保険者を代表する委員4人、保険医又は薬 剤師を代表する委員4人、公益を代表する委員4人の定数12人となっており、今後も委 員は、指名、推薦により選任する予定です。
- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。
 - 【回答】日頃よりインターネット、郵送、ファックス及び持参する方法で市民の意見をお伺い しております。

また、窓口応対の際にも市民のお話を直接伺い、国保運営の改善に努めております。

(11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】本市が実施する特定健康診査は、契約医療機関において自己負担金を支払わず、全額 公費負担で受診できます。

健診項目は、国が示す「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき、 実施しており、全員が無料で実施できる基本的な検査(問診、身体測定、血圧測定、血 液検査、尿検査、医師の診察など)と、医師が必要と判断した場合に有料で実施する検 査(心電図検査、眼底検査)があります。

特定健康診査の基本的な検査は、自己負担がなく、被保険者が受診しやすくなっていますので、引き続き受診勧奨を行い、生活習慣病の早期発見、早期治療に結び付けてまいります。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。
- 【回答】特定健診と大腸がん検診は、個別健診にて医療機関で同時に受診することができ、肺が ん検診と胃がん検診(バリウム検査)を集団検診で同時に受診することができます。

また、医療機関によっては、子宮頸がんや乳がん検診を同時実施できる体制を整えています。市では、引き続き、がん検診の個別化を進め、特定健診と同時実施ができる医療機関を増やせるよう体制整備に努めてまいります。

- ③ 2023年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。
 - 【回答】令和3年3月に策定した「鶴ヶ島市国民健康保険事業実施計画及び第3期鶴ヶ島市特定健診等実施計画中間評価報告書」に基づき、特定健康診査受診率向上対策事業として、引き続きAIを活用した勧奨通知の送付、勧奨通知に二次元コードを印刷し動画による勧奨を実施するほか、新たに近隣市町の医療機関と契約を行い、受診医療機関の拡充を行っています。

計画の最終年度の令和5年度の受診率の目標値を60%とし事業を進めてまいります。

- ④ 個人情報の管理に留意してください。
 - 【回答】本市では、関係法令に基づき、個人情報の適正な取り扱いを行っています。

保健事業におきましても、個人情報の保護、管理には最新の注意を払い事業を実施しております。

なお、人間ドック等補助金申請の際に、本人の同意を得て、受診した医療機関から結果票を送付していただき、保健事業に活用しております。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

- ① 2022 年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。
 - 【回答】国民健康保険特別会計財政調整基金の年度末残高は3億8百7万6千円となります。

② 高すぎる国保税を引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】本市の国民健康保険税率を県が示す標準保険税率まで税率を引き上げた場合には被保険者に対する影響が大きくなるため、市といたしましては段階的に改正し、引き上げを行う予定です。その間の県が示す標準保険税率と市の保険税の税率との乖離を補填する財源調整として活用していきたいと考えています。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】後期高齢者医療の財源は、公費約5割に加え、約4割が現役世代からの後期高齢者支援金で支えられています。

少子高齢化が進展し、令和4年度以降、いわゆる団塊の世代が75歳以上の高齢者になり始める中で、現役世代の負担上昇を抑え、国民皆保険を未来につないでいくため、負担については現役世代が中心であるという現在の構造を見直し、負担能力がある高齢者に可能な範囲で費用を負担していただき、すべての世代が公平に支えあう仕組み(「全世代型社会保障」)を構築することが必要であるという考えから生まれた制度改正です。

これらの改正につきましては、今後の社会保障制度にとって後期高齢者医療制度の持続性を確保するため必要不可欠であることから、国に中止の要請をすることは考えておりません。

また、2割負担については、所得基準や配慮措置もあることから、今後は制度の周知を 図ってまいります。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】 配慮措置は、急激な負担増を抑え、必要な受診の抑制を招かないようにするため、 窓口負担の見直しによる影響が大きい外来の受診につき、施行後3年間(令和7年9月30 日まで)、ひと月分の負担増を最大でも、3千円に収まるような措置が設けられます。

今回の、窓口負担割合の改正に伴う、配慮措置が設けられているため、独自の軽減措置を行う予定はありません。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】本市では、令和2年4月に「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する基本方針」を定め、①地域に暮らす高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう高齢者の介護予防・健康づくりに取り組むこと、②国保事業と地域支援事業(介護予防)を一体的に実施すること、③高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、個々の状況に応じた支援を行うこと、を方針の基本的な考え方とし、高齢者の心身の特性を踏まえ、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応が図れるよう事業を進めています。

令和5年度は、「低栄養防止事業」、「生活習慣病重症化予防事業」、「口腔機能低下予防事業」、「健康状態不明者対象事業」など個別的支援を実施し、健康状態の把握に努め、保健指導を実施するとともに必要な治療につなげてまいります。

また、通いの場等へ積極的に関与し、「健康教育」、「健康相談」など気軽に相談が行える機会を提供するとともに、ハイリスク者を早期に発見し、必要なサービスにつなげていきます。

なお、低所得者に限った事業の実施予定はありません。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する基本方針」等に基づき事業を実施します。

令和5年度は、昨年度に引き続き、健康づくりをキーワードに、高齢者デジタル活用支援として「シルバーeスポーツ、スマホ教室」を実施するとともに、新たに「シルバーeスポーツ・デジタル支援員」を養成し、地域に派遣するなど、さらなる普及促進を進めます。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】本市が実施する健康診査は、契約医療機関において自己負担金を支払わず、全額公 費負担で受診できます。

健診費用は全員が無料で実施できる基本的な検査(問診、身体測定、血圧測定、血液検査、 尿検査、医師の診察など)と、医師が必要と判断した場合に有料で実施する検査(心電図 検査、眼底検査5百円)があります。

人間ドックについては、補助金額の上限を2万円(指定医療機関の場合自己負担額1万8 千5百円)補助を実施しています。

また、本市では70歳以上の方については、がん検診及び歯周病検診を無料で実施しています。

なお、歯科健診については、埼玉県後期高齢者医療広域連合から75歳、80歳該当者に 健康長寿歯科健診の無料券を送付し、口腔機能低下及びフレイル予防啓発を実施していま す。

- (6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。
 - 【回答】難聴の方が補聴器を使用することは、コミュニケーション能力の向上により、認知 症やうつの予防に加え、フレイル予防に有効とされている社会参加の促進など、高齢者の 生活の質の向上に寄与するものと考えています。

このことから、加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設について、機会を捉え、国や県等に要望してまいります。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。 国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】厚生労働省が示す地域医療構想では、都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、構想区域ごとの各医療機関の将来必要量を含めた地域医療構想を策定するとしています。

埼玉県では、二次医療圏が10のエリアに分かれており、それぞれの医療圏において、医療計画などを協議している「地域医療協議会」を活用するなど、地域の実態に即した医療体制の検討を進めています。

鶴ヶ島市は、川越比企区域に属しており、高齢者の増加などを背景にとして、今後も 医療需要が増加すると見込まれています。また、病床機能報告による回復期の病床数は 依然として不足している状況であり、新興感染症に備えた感染症病床の確保等も必要で あるとの見解から、今後も既存医療機関の病床数を増やす方向で整備していくことが現 実的であるとしています。

この方向性により本区域の地域医療機関は、拡充されていくものと考えております。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】埼玉県では、平成30年3月に策定した埼玉県地域保健医療計画(第7次)に基づき、将来にわたり持続可能で質の高い保健医療体制を確保するため、取り組むべき施策の方向性を示しています。

この中で、医療を支える人材の確保として、医療従事者や医療を志す人へ働きがいと働きやすさを兼ね備え、将来を支える人材を確保することとしています。

具体的には、埼玉県総合医局機構による一元的な医師確保対策の推進として、一元的に 医師の確保や医師の地域偏在・診療科偏在の解消などに取り組むことや、医師不足地域や 医師が不足している診療科への勤務を条件とした医学生への奨学金や研修医への研修資金 を貸与し、医師の地域偏在、診療科偏在の解消に努めることとしています。

さらに、臨床研修医などの医師の誘導と定着のために、県内での臨床研修を実施する魅力などについて様々な情報発信を行うこととしています。

看護職については、看護師等養成所の運営支援、看護学生に対する育英奨学金の貸与を 行うことにより、早期離職防止や就労環境改善による定着、離職防止を促進することとし ています。

また、看護職の再就業支援としてナースセンターを拠点とした職業紹介や届け出制度活用促進を図り、看護有資格者の再就業を支援することとしています。

鶴ヶ島市においても、地域医療体制整備事業として、坂戸鶴ヶ島医師会に対し、看護専門学校設置運営に係る経費について補助金を交付し、医療従事者の確保に努めております。

これらの取組が推進されることにより、安心・安全で価値の高い医療サービスが提供されるものと考えております。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】鶴ヶ島市では、新型コロナウイルス感染症の影響による保健センター業務の増大に伴い、令和4年度から保健センター内に感染症対策課を設置し業務の対応にあたっています。また、感染拡大が発生した場合には、全庁的に取組む等人員体制の強化を図っています。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】昨年、国では保健所の体制・機能の強化として、感染症発生・まん延時に保健師等の専門家が保健所業務を支援する仕組み(IHEAT)を整備しました。また、感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制を強化(コロナ禍前の1.5倍に増員)するために必要な地方財政措置を講ずることとしています。

それでもなお保健所の業務がひっ迫し、十分な感染症対策がなされていないと判断した際は、県に対し保健所の増設や体制強化を要望してまいります。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】現在、新型コロナウイルス感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において季節性インフルエンザと同等の5類感染症に位置付けられています。他の5類感染症で社会的検査を実施していないことと同様に、現時点で社会的検査を実施す

る予定はありません。今後の感染状況や感染症法上の分類等を注視してまいります。

(4) PCR検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

現在、新型コロナウイルス感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において季節性インフルエンザと同等の5類感染症に位置付けられています。本年5月に原則として検査費が有料となる5類に引き下げられたことに鑑み、現時点でPCR検査を無料で受けられるような体制をつくる予定はありません。今後の感染状況や感染症法上の分類等を注視してまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、充分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用料2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】

ご案内のとおり、「要介護 $1 \cdot 2$ への生活援助サービス等に関する給付」及び「ケアマネジメントに関する給付」については、昨年12月20日に開催された社会保障審議会介護保険部会において、「第10期事業計画期間の開始までの間に結論を出すことが適当である」との意見が取りまとめられており、令100年度からの実施は見送られたところであります。

また、利用料の2割負担の対象拡大などについては、この夏までに結論を得るようにとの意 見が出されており、現在、継続的に審議がなされている状況です。

介護保険制度は、創設から23年が経過し、高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展してきておりますが、日本の人口構造は、少子高齢化の影響によりこれまでとは大きく変化することになり、その流れは簡単には変えられるものではありません。

しかしながら、そうした状況下においても、これまでと同様に高齢者の生活を支える介護保険制度としてあり続けるためには、引き続き、制度の不断の見直しが必要となります。

本市としましては、今後も制度改正等に係る国の動向を注視するとともに、必要な要請等については関係団体を通じて行っていくことにより、誰もが安心して介護サービスが受けられるよう介護保険制度の安定的な運営を推進していきます。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

介護保険料は、介護を必要とする方々の介護サービス費用などを賄うための大切な財源であり、事業計画期間における被保険者数や要介護認定者数を推計した上でサービス見込み量等を算出し、適正な基準額を設定しています。

第8期事業計画における本市の保険料基準額は、埼玉県内で2番目に低い4,500円となっており、この額は埼玉県平均よりも981円、全国平均よりも1,514円低い額であります。

令和6年度からの第9期事業計画における保険料基準額につきましては、これから算定作業に入っていくところでありますが、これまでと同様に被保険者数や要介護認定者数を推計

した上でサービス見込み量等を算出し、保険給付費等が賄えるよう適切な額を設定してまいります。

なお、その際は、現在保有する準備基金を活用することにより、保険料額の上昇の抑制を 図っていく考えであります。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。 さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

令和元年10月の消費税率引き上げに伴い、第1段階から第3段階までの低所得者の介護保険料の軽減が強化され、令和2年度からその軽減が完全実施となっています。このため、市では更なる独自の軽減制度を設けることは考えておりません。

- 4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。
 - (1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

介護保険制度では、利用額の負担を軽減する高額介護サービス費や高額医療・高額介護合算制度があり、安心して介護サービスの利用ができる状況になっていると考えています。 このため、市では、更なる独自の助成制度は考えておりません。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費(補足給付)」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

施設入所者に対して、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方については、令和3年8月から食費の負担額の見直しが行われました。

この見直しは国の制度改正に基づくものであるため、市として独自の実態調査や対策を行うことは考えておりません。

今後におきましても、高齢者の生活を支える介護保険制度としてあり続けるためには、引き続き、制度の不断の見直しが必要であり、重要であると考えています。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と 居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。 【回答】

食費、居住費については、各事業所にて設定する事になっているため、市では、施設開設時 や運営指導などの際に、その価格が著しく逸脱した設定となっていないかを確認しています。 今後においても、引き続き状況の把握に努めていきます。

- 6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。
 - (1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

市では、電力、ガス等のエネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている福祉施設

等の負担軽減を図り、食材費や光熱費等の物価高騰分を施設利用者(被保険者、保護者等)に 追加負担させることがないよう、介護保険施設、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事 業者に対し、支援金の交付を行いました。

また、新型コロナウイルス関連の財政支援については、独立行政法人福祉医療機構では、経営資金の優遇融資支援を行っているため、市ではそちらを案内することとしています。その他としては、国、県、市においても各種の融資、支援制度を用意しているため、市ホームページで「新型コロナウイルス関連の事業者向け支援情報一覧」にまとめ、情報提供を行っています。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

市では、これまでにマスク及び消毒用エタノールを市内事業所に提供していましたが、現在は、以前のような価格の高騰や在庫不足が生じていないため、各事業所で衛生材料の確保をお願いしております。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。 公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

【回答】

令和5年5月8日から、新型コロナ感染症の法律上の位置づけが「5類感染症」となり、季節性インフルエンザと同様の取扱いとなりました。今後の感染対策は政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者の判断に委ねられることが基本となりましたが、感染による重症者を減らすことを目的として、国の接種方針に基づき令和5年度も新型コロナワクチン接種を実施しています。令和5年度のワクチン接種は、接種状況や時期に応じて接種できる対象が異なり、対象者に対しては段階的に接種券を送付し、個別医療機関で接種することになっています。

なお、埼玉県では、県内の希望する高齢者・障害者施設へ、医師・看護師が乗車したワクチンバスを派遣し、新型コロナワクチンの出張接種を実施しています。対象要件や人数などを満たすことが必要となりますが、施設に入所又は従事している方へのワクチン接種促進が図られています。

また、介護事業所に対するPCR検査については、市町村単位で効率的に行うことは難しいと考えているため、市独自に行う予定はありません。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

現在市内には、特別養護老人ホームが4ヶ所(400床)、小規模多機能型居宅介護事業所が2ヶ所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が2ヶ所、看護小規模多機能型居宅介護事業所が1ヶ所あり、県内の整備状況からみても、高い設置状況となっています。

今後につきましては、第9期事業計画の策定を進める中で、中長期的な見込みも踏まえてその必要性を検討していきます。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

本市では、人員体制の強化として、法律で定められている保健師、社会福祉士及び主任介

護支援専門員の3職種の配置に加え、職員1名を増員し、委託しています。

また、地域包括支援センターで対応する困難な事例等については、定期的に開催される連絡会議等において、情報を共有し、連携しながら対応しているところです。

今後も、高齢化の進展や高齢者をとりまく複合的な福祉課題、在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進などに対応するため、市と地域包括支援センターとの連携を密にし、地域包括支援センターの充実・強化に取り組んでまいります。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

介護職の人材確保や転職・離職については、深刻な課題の一つであると認識しています。このため、埼玉県が実施する人材確保に向けた就職説明会や就職支援相談会の開催などの取組について、市の広報等で周知を図るとともに、会場の提供等への協力により、介護人材の確保・育成に努めてまいります。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が 2020 年 3 月 31 日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

本市においては、福祉・介護・教育等の様々な分野が連携し、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげるための取組を行っています。

具体的には、制度ごとに相談窓口を設置し、子どもに関する相談は「児童・家庭総合相談窓口」、「教育相談」、障害者及び生活困窮者に関する相談は「生活サポートセンター」、高齢者に関する相談は、市内に4か所ある「地域包括支援センター」が受けるなど、様々な相談者の悩みを受け止め、その問題に応じて連携した対応を行っています。

また、関係機関職員のヤングケアラーに関する研修等への積極的な参加により、早期発見・ 把握等の支援体制の強化を図っています。

さらに、子ども自身や周囲の大人が、ヤングケアラーについて理解を深め、担っている家事や家族のケアの負担に気付くことができるよう、広報紙やホームページ、SNS等の様々な情報発信媒体を活用し、社会的な認知度の向上に取り組んでいます。

11. 保険者機能強化推進交付金(インセンティブ交付金)を廃止し、誰もが必要な介護(予防)サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

本市では、保険者機能強化推進交付金を活用し、令和3年度より市町村特別給付事業として 紙おむつ給付事業を行っております。適用要件を拡充し、より多くの方々に利用していただけ るようにしました。

今後も介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や高齢者の実情等を踏まえ、サービス内容を検討していくとともに、誰もが必要な介護(予防)サービスを利用することができるよう取り組んでまいります。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

令和6年度からの第9期介護保険事業計画の策定に向けて、持続可能な制度としてあり続けるために、社会保障審議会介護保険部会において、継続的に審議が行われている状況です。 本市としましては、制度改正等に係る国の動向を注視するとともに、必要な要請等については関係団体を通じて行っていきます。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答】

障害者福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたっては、国の基本方針及び埼玉県の基本的な 考え方に基づくとともに、障害当事者の意見を反映して進めてまいります。

- 2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。
 - (1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】

市内1法人、市外2法人との間で協定を締結して緊急時の一時受け入れや体験利用の場を 確保しています。養育者から虐待を受けたり、唯一の養育者が急死する事態があり、障害当事 者を拠点の機能を活用して、その保護と生活再建を図った実績があります。

また、医療的ケア児の支援に関わる医療・保健・保育・教育・福祉の関係者を毎年度、招集して、情報意見交換を行う連絡会を開催しています。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

施設の新設や大規模修繕については、施設整備費補助金(国庫補助)の活用が可能です。多額の補助金を適切に執行できる運営体制、法人経営が前提となります。

市内・圏域内の社会資源の均衡ある整備を進めるためにも、本市の第4期障害者支援計画の進捗状況を管理し、国の制度改正や周辺環境の変化を勘案して、再考していきます。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム(重度の障害を持つ人も含め)、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

障害者支援計画(障害者プラン、障害福祉計画、障害児福祉計画)を3年に1度見直し、進 捗管理をしています。サービス種別ごとの必要見込量や目標値とサービス利用実績とを比較 し、制度改正や環境変化を勘案して計画内容を更新していきます。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護(80

歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど) 家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

地域包括支援センター、障害者相談支援センターが日常の相談支援をつうじて把握した多くの事例があります。そのなかから、老々介護、老障介護で、共倒れのリスクが高い家庭を抽出しグループ化しています。このハイリスクの家庭群に対し、予め支援の内容・方針・役割分担を想定しています。こうした上で、各ご家庭を見守りながら、緊急時に迅速に有効・適切に対応ができる体制を整えていきます。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、 相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答】

障害者施設の職員の採用については、各施設ご苦労されていることは認識しています。市と して何ができるのか、有効な手段について情報収集につとめてまいります。

- 4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。
 - (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

本市の重度心身障害者医療費助成制度は、埼玉県の重度心身障害者医療費支給事業補助金 交付要綱に基づく県からの補助金(所要経費の2分の1)を財源として実施しています。今後 も県の要綱に沿った運用を行っていきます。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

精神障害者2級の対象拡大及び精神科への入院費用の助成につきましては、埼玉県の動向を見極めながら、必要に応じて要望を行います。

(3) 二次障害(※)を単なる重度化ととらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者(他の障害も含まれます)は、その障害を主な原因として 発症する二次障害(障害の重度化)に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難 が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

本市の重度心身障害者医療費助成制度は、埼玉県の重度心身障害者医療費支給事業補助金 交付要綱に沿った運用を行っています。対象者の拡大については、埼玉県の動向を見極めなが ら、必要に応じて要望を行います。

- 5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について
 - (1) 障害者生活サポート事業
 - ①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理

由を教えてください。

【回答】

本市は、障害者レスパイトサービス助成事業として生活サポート事業を実施しています。

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

本市の、令和4年度における障害者生活サポート事業の市持ち出し分は、5,585,20 0円になっています。

利用時間の拡大については、障害者をとりまく社会情勢や財政面、事業の在り方を含め、検討する事項であると考えています。

③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。 移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】

成人障害者に対する利用の軽減策については、障害者をとりまく社会情勢や財政面、事業の在り方を含め、検討する事項であると考えています。

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券 (補助券)の検討を進めてください。

【回答】

令和2年2月1日に初乗運賃が改正されたことから、福祉タクシー運営協議会において1回の乗車の際に利用できる枚数など利用方法について検討を進め、令和5年度から利用券を2枚使用できることにしました。

100円券(補助券)については、現時点では導入は考えていません。

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

本市では、障害者の社会参加のため、市の単独事業として福祉タクシー利用料金助成事業及び重度心身障害者自動車燃料助成事業を実施しています。両事業の対象者については、身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳○A又はAの方で、年齢や所得の制限を設けておりません。また、重度心身障害者自動車燃料助成事業では、障害者の通院、通所、通学等のために使用する自家用自動車について、障害者と同一敷地内に居住し、生計を一にする親族等の運転を認めています。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

地域間格差の是正については、埼玉県並びに県内市町村の動向を注視しつつ、必要に応じて 近隣市町村と連携を図ります。福祉タクシー利用料金助成、自動車燃料費助成制度は、現在、 市の単独事業として実施されており、制度を持続していくために特定財源の確保が課題とな っています。福祉タクシー運営協議会などの場において、県への要望を検討します。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

市では、災害対策基本法をはじめとする各種法令、個人情報に関わる条例、市地域防災計画等に基づき、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

以下の要件に該当し、生活の基盤が自宅(市内)にある方を当該名簿に記載する対象者としています。

- ア 身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する身体障害者 (心臓、腎臓機能障害のみで該当する人を除きます。)
- イ 療育手帳A・Aを所持する知的障害者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の方
- エ 介護保険で要介護3~5の認定を受けた方
- オ 障害福祉サービスを利用している難病患者
- カ 上記以外で、市長が支援の必要があると認めた方 以上のとおりであり、ご家族がおられる場合でも、当該名簿に記載します。

また、避難所となる学校や施設においては、市職員と施設担当者で協議を行い、避難所のバリアフリー化や、避難する部屋の選定などを毎年確認しています。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

指定避難所(市内22か所)では生活することが困難な高齢者障害者、妊産婦その他特に配慮を要する方(以下、「要配慮)という)のために、特別な配慮がなされた避難所が、福祉避難所と呼称されるものです。

市では、指定避難所における生活が困難な要配慮者の生活を支援するために、以下の公共施設に福祉避難所を設置することとしています。

- ① 各市民センター、県立鶴ヶ島清風高等学校
- ②女性センター、老人福祉センター
- ③民間(協定先)福祉施設

市では、福祉避難所の指定及び整備数を検討するための基礎資料として、福祉避難所の対象となる方の概数を把握するよう努めています。

福祉避難所の対象となる方としては、障害者、高齢者、難病患者、妊産婦、乳幼児、病弱者、 傷病者などが考えられます。市では、避難行動要支援者名簿を作成しておりますが、この避難 行動要支援者名簿に登載される方が、福祉避難所に避難することとなる方の多数を占めるも のと予想しています。

(3) 避難所以外でも、避難生活(自宅、車中、他)している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

避難者が多く、指定避難所に避難者を収容することができない場合等、様々な事情により避難所以外の場所において避難生活を余儀なくされる方が発生することが想定されます。このような場合、避難所以外の場所に避難している場合でも、救援物資を受け取ることができるよ

う、市として配慮に努めていきます。

本市では、最大規模の被害想定で、避難所への避難者が3,162人となっており、救援物 資等もその人数に応じた数の備蓄をしています。災害時において物資を必要としている人に は可能な限り配布をしていきたいと考えていますが、備蓄数に限りがあることから、在宅避難 での自助を想定して、日頃から水や食料など備蓄をお願いしているところです。

大規模な災害が発生し、避難生活が長期化するような事態となった場合には、国や県からの支援や、応援協定先から受け取った支援物資を在宅避難者等へ配布することなどを検討しています。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

避難支援等関係者に、平常時から避難行動要支援者の名簿情報を提供する場合には、市個人情報保護条例の規定に基づき、避難行動要支援者本人の同意を得るものとし、本人の同意のあった避難行動要支援者のみを登載した外部提供用名簿を作成し、これを避難支援等関係者に提供することとしています。

また、重度の認知症や障害等により、個人情報の取り扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合は、親権者や法定代理人等に同意を得るものとしています。

なお、災害時等において避難行動要支援者の生命または身体を保護するために特に必要があると認められるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度において、市地域防災計画に定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない関係機関にも名簿情報を提供することができるとしています。このような場合、市は、情報提供をした相手方が適正な情報管理を図るよう指導しており、災害発生時は本人同意の有無にかかわらず、緊急に名簿情報を提供することとしています。また、災害がある程度終息したときは、名簿を市に返却するよう指導します。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の 機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

本市では、危機管理課や感染症対策課を中心に、自然災害対策や感染症対策にあたっています。自然災害や感染症が同時に発生した場合には、これらの関係組織だけではなく、市全体で対応することとなりますが、必要に応じて、専門部署を整備します。これまで「新型コロナウイルス対策支援室」、「新型コロナワクチン接種担当」、「感染症対策課」といった部署を整備してきました。保健所機能強化や人員配置の一層の充実については、引き続き、機会を捉えて要請していきます。

- 7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。
 - (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

市では、これまでにマスク及び消毒用エタノールを市内事業所に提供していましたが、現在は、以前のような価格の高騰や在庫不足が生じていないため、各事業所で衛生材料の確保をお願いしております。

市では、これまでにマスク及び消毒用エタノールを市内事業所に提供していましたが、現在は、以前のような価格の高騰や在庫不足が生じていないため、各事業所で衛生材料の確保をお願いしております。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】

令和5年5月8日から、新型コロナ感染症の法律上の位置づけが「5類感染症」となり、季節性インフルエンザと同様の取扱いとなりましたので、その取扱いに則り対応していただきます。

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

令和5年5月8日から、新型コロナ感染症の法律上の位置づけが「5類感染症」となり、季節性インフルエンザと同様の取扱いとなりました。今後の感染対策は政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者の判断に委ねられることが基本となりましたが、感染による重症者を減らすことを目的として、国の接種方針に基づき令和5年度も新型コロナワクチン接種を実施しています。令和5年度のワクチン接種は、接種状況や時期に応じて接種できる対象が異なり、対象者に対しては段階的に接種券を送付し、個別医療機関で接種することになっています。

なお、埼玉県では、県内の希望する高齢者・障害者施設へ、医師・看護師が乗車したワクチンバスを派遣し、新型コロナワクチンの出張接種を実施しています。対象要件や人数などを満たすことが必要となりますが、施設に入所又は従事している方へのワクチン接種促進が図られています。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。補助金の増額、継続をしてください。

【回答】

市では、電力、ガス等のエネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている福祉施設等の負担軽減を図り、食材費や光熱費等の物価高騰分を施設利用者(被保険者、保護者等)に追加負担させることがないよう、介護保険施設、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者に対し、支援金の交付を行いました。

また、新型コロナウイルス関連の財政支援については、独立行政法人福祉医療機構では、経営資金の優遇融資支援を行っているため、市ではそちらを案内することとしています。その他としては、国、県、市においても各種の融資、支援制度を用意しているため、市ホームページで「新型コロナウイルス関連の事業者向け支援情報一覧」にまとめ、情報提供を行っています。

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいた します。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また 雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022 年 12 月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用する

ことを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーションflat」(令和2年4月1日開設)で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者は その半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわら ず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】

職員個別に確認をしていないため難病患者の雇用の有無は把握しておりません。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

- 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。
 - (1) 待機児童の実態を教えてください。
 - ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

本市の令和5年4月1日現在における国定義の待機児童数は、0人です。 特定の保育施設等を希望するなどで保留となっている児童数は、49人です。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ 児童総数を教えてください。

【回答】

年齢別受入れ児童総数 0歳 65人 1歳198人 2歳209人 3歳196人 4歳196人 5歳204人

- (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。
 - ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

令和5年4月1日現在の国定義の待機児童数はゼロで、平成26年度から10年連続でゼロとなっています。今後も保育需要を注視しつつ、第2期鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画に基づき、計画的な保育利用定員枠の確保を図ります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

発達に配慮を要する児童については、公立及び民間保育所で受入れ態勢を整え、保育の実施を行っています。

また、障害児保育事業を行う施設に対しては、県の補助金に市独自の補助を加えて、保育士 一人当たり月額12万円(上限額)を補助しています。 ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

現在、市内の認可外保育施設については、認可施設に移行の予定はありませんが、移行する場合は、国の補助制度を活用し、支援していきます。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症に関しては、今年度も引き続き、国の補助金を活用し、保育所等 を継続して運営できるよう、必要な経費に対して補助を行っています。

また、当市では、保育士の配置基準を国の基準よりも手厚くしており、配慮が必要な子どもに対しては、配置基準に加えて保育士を配置し、対応しています。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】

保育士の確保は重要な課題であると捉えており、民間保育所等の保育士の安定した雇用を図るため、市の単独補助により、民間保育所等に対し、「保育士等確保・安定雇用費補助金」として、一月当たり160時間以上勤務する職員を対象に、1人月額1万円の補助を行っています。

鶴ヶ島市では、1歳児の市の配置基準を4:1としており、国が示す新たな基準(5:1) より手厚く配置することとしています。また、4、5歳児についても、国が示す新たな基準(2:1) を、市内全ての保育園が満たしています。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増に ならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳~2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることになります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費(副食費)が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

(1) 0歳~2歳児の保育料を軽減してください。

【回答】

現在のところ、市独自で保育料を軽減する制度は考えておりません。

保育料の軽減(無償化)については、「子育て支援」のひとつと捉えており、今後の国の動向 を注視してまいります。 (2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答】

給食費は、保護者負担が原則と考えています。

給食費の無償化については、「子育て支援」のひとつと捉えており、今後の国の動向を注視 してまいります。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果してください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

認可外保育施設の立入り監査は、年1回以上実施し、認可外保育施設指導監督基準を満たしているか確認を行っています。現在、市内で基準を満たさない施設はありませんが、今後も安心して保護者に利用いただけるよう努めます。

また、研修案内等の情報提供も引き続き行います。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】

少子化が進行する一方で、就業を希望する保護者の割合は増加傾向にあります。これに伴い、保育を必要とする保護者も、伸び率は鈍化傾向ではありますが、増加しています。

このため、保育に格差が生じないよう、幼稚園との連携や認定こども園化を促進していきたいと考えています。

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位 40人以下」「児童1人当たり1.65 ㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

学童保育事業につきましては、入所児童数の増加に合わせて受け入れ体制の拡大に努めており、今年度も4月1日時点での本市の待機児童は「0」となっています。また1支援単位の人数を概ね40人に分け、担当の支援員を配置した上で、きめ細やかな運営ができるよう努めています。さらに、令和元年度は1ヶ所の施設の増設、令和2年度は施設1ヶ所の建て替え、令和3年度、令和4年度は校舎の一部改修による学童保育室の整備を行いました。

児童生徒数は減少傾向にありますが、学童保育室への入室率は増加しており、今後もこうした傾向が続くと見込んでいます。児童1人当たり 1.65 ㎡以上の適正規模が確保できるよう、今後も計画的に学童保育施設の整備を進めていきます。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町(63市町村中68.3%)、「キャリアアップ事業」で30市町(同47.6%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

学童保育指導員(現在は支援員)の処遇改善につきましては、子ども・子育て支援新制度のスタートに合わせ、平成27年度から新たに補助要綱のメニューに「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を加え、賃金改善を行ったクラブへ処遇改善分の費用の補助を行っています。平成30年度からは、キャリアアップ処遇改善事業も新たに補助対象としました。

運営を担っている事業者とも協議をしながら、国・県の施策・補助を活用し、学童保育指導 員の確保に努めています。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、 常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるよう に改善してください。

【回答】

当市では学童保育事業をすべて民間事業者に対する補助事業としています。したがって、今後も県のガイドライン等に沿った事業運営を行っていきます。

【子ども・子育て支援について】

- 9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。
 - (1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。 就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】

昨年10月から実施された医療費助成の県内現物給付については、市町村と県の調整の中で、こども医療費助成の対象となる児童を一律に対象とすることとなりました。

(2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】

こども医療費助成制度については、15歳年度末までを助成対象とした現行制度の水準の維持・継続に努めたいと考えます。

ひとり親家庭等への医療費助成では18歳年度末までが助成対象となっています。

(3) 国に対して、財政支援と制度の拡充(年齢の引き上げの法制化)を要請してください。 【回答】

機会を捉えて、国に対し要望していきます。

(4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を 18 歳まで引き上げるように要請してください。 【回答】

機会を捉えて県に対し、子育てにかかる医療費の補助制度を拡充するよう要望していきます。

(5) 政府は、子ども医療費無償化を 18 歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答】

現在、そうした情報は把握しておりません。

本市のこども医療費助成制度では、市民に対し受診ごとの定額負担を求めていませんので、そうした動きがあれば市民に定額負担を求めないような制度について要望していきます。

10. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18 歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。 【回答】

子どもに係る保険税の均等割額の減額措置として、令和4年度から未就学児の均等割額を軽減する措置が全国統一的に講じられました。

具体的には、公費で最大5割軽減し、低所得者の7割・5割・2割軽減に該当している 世帯の場合は、残る均等割額5割を軽減対象とするため、それぞれ8.5割、7.5割、 6割軽減とするものです。

また、多子世帯や就学時等の減額措置については、今回の制度改正にはありませんが、 今回の措置と同様に、国の政策で対応すべき事案と考えておりますので、市独自の減額措 置を拡大する予定はありません。

なお、全国知事会及び全国市長会では、今回の減額措置が未就学児に限定されることから、対象年齢や軽減割合の拡大を引き続き検討するよう国に求めています。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】

学校給食の献立作成にあたっては、安全で安心な食材の活用を優先し、栄養バランスのとれたメニューづくりに努めています。

このような中、本市学校給食センターが使用している鶴ヶ島産農産物については、人参、大根、キャベツ等約20種類以上の新鮮野菜を活用しており、また、使用割合についても、令和2年度9.6パーセント、令和3年度13.0パーセント、令和4年度17.1パーセントと年々増加傾向となっています。

今後も引き続き地元で収穫された新鮮食材の確保と活用に努めてまいります。

学校給食費の無償化につきましては、「子育て支援」のひとつとして捉えており、国の動向を踏まえながら、今後も適切に対応してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020 年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】

生活保護の相談において、申請意思を示した方に対しては、申請用紙を交付しています。 生活保護制度を正しく理解していただくため、令和3年度に『保護のしおり』を刷新しました。生活上の制約や制度上の義務などわかりやい内容に改訂し、それを用いて丁寧な説明を心がけています

今後も生活保護の相談に来られる方、既に受給されている方の立場を理解し、そのよき相談 相手となるよう努めてまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知(R5年)にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】

生活保護の相談者に対しては、「生活保護のしおり」に基づき制度の説明を行い、申請の意思を示した方には、申請書類をお渡ししています。

生活保護法第4条第2項に、「扶養義務者の扶養は、保護に優先して行われる」との規定があります。この規定及び国の実施要領等に基づき、申請者に「扶養義務の履行が期待できる」 扶養義務者がいるときは、扶養照会を行うことになっています。

一方、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的に扶養照会を行わない取扱いとなっています。

扶養照会におきましては、経済的な支援を求めることだけが注目されていますが、精神的な支援の可否の確認も含まれているものです。独居高齢者への定期的な電話での交流、入院や手術する際の承諾、住居の賃貸借契約時の緊急連絡先など、扶養照会をきっかけとして、親族の協力が得られ、結果として孤独死防止や円滑な医療提供、住居確保に寄与する場面があることも事実です。

生活保護の相談者に対しては、「生活保護のしおり」に基づき、扶養義務者からの援助も含めて、制度の概要について丁寧に説明し、理解していただけるよう努めてまいります。

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報を預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」を NPO の外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官 OB が保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】

本市においては、現在、現業員の委託は行っておりません。

生活保護の現業員業務をめぐっては、新規面接の応対、申請書の受理・調査、生活保護受給者の指導指示、訪問調査活動、各種関係機関との連絡調整、緊急事案の対応、保護費支給決定処理、不正受給者の対応など、標準とされる世帯数を担当するだけでも、日々、その対応に忙殺される状況にあり、業務改善が急務と考えています。

厚生労働省の部会においても、現業員活動の委託業務等の検討が議論されていることから、 国や近隣市の動向を注視し、安定した業務継続が行えるよう検討してまいります。

また、警察官退職者の職員につきましては、今年度2名が配属され、主に現業員の補助及び支援を行っております。具体的な活動としては、現業員の訪問同行や不正受給の告訴等に対する警察との連絡調整、行政対象暴力(疑いを含む)の対応となっています。毎年100万円を超える不正受給が発生しており、覚せい剤取締法違反の現行犯検挙や道路交通法違反(無免許運転、車検切れ)の通報などの協力によって、犯罪解決や防止に繋がっているのも事実です。

今後とも、不正受給の撲滅のため適正な調査活動を行うととともに、活動に際し、生活保護 受給者の人権に配慮していくよう指導して参ります。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は 5 種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でも ミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで 良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】

生活保護制度をめぐっては、毎年制度改正が行われ、特例的な措置や段階的な基準額の変更などが施行され、複雑化している現状があります。また、世帯構成や収入種別に応じた計算方法があるために根拠を網羅しようとすると、反って読みづらい通知構成になってしまうことから現状の通知を用いています。

今後とも、できるだけ変更理由に行政用語は使わず、また、制度変更に関するチラシを適宜 同封するなど、受給者の皆さまに理解が得られるよう工夫して参ります。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】

ケースワークには、複雑な社会福祉制度全般の知識、生活上の実践的な経験値と、様々な困難を抱えた利用者と人間関係を築く幅広い人間性が求められます。社会福祉法では、生活保護受給者80世帯に1名のケースワーカーの配置基準となっておりますが、本市において80世帯に1名のケースワーカーの配置も厳しい現状となっています。ケースワーカーとして必要な技量や知識等を身につけるのに少なくとも5年間程度は必要であると言われていますが、

経験が蓄積されないまま標準数すら大きく上回る件数のケースワークを担当せざるを得ず、 他の部署等からの支援も得られないのが現状であり、何らかの方策は必要と考えます。

今後とも、人事当局と現状を共有しながら、適正配置となるよう協議を続けて参ります。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」 と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保 護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その 希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】

居宅が定まっておらず相談に来所する場合、何らかの理由でアパート退去を命じられた事 案が多く、その原因としては、滞納して失踪、近隣トラブルなどが主となっています。そのた め、申請段階で「居宅可能なもの」と判断が困難な場合も多く、その場合には一時的に無料低 額宿泊所を検討してもらうことになります。

入所後に、居住が可能と判断される場合には、生活保護受給者となった場合、転居費用は基準額内で支給されることになっています。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】

毎年、厚生労働省社会・援護局保護より「保護の実施要領の改正に関する意見の提出について」の通知により、各実施機関から改正要望が提出できることになっており、毎年度「夏季加算」創設が改正意見として提出されております。

生活保護制度につきましては法定受託事務であり自治体独自の施策は困難ですが、 非課税 世帯向けに「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」として、1 世帯当たり 3 万円を 支給することになりました。この給付金は生活保護制度上「収入認定除外」となります。ほと んどの生活保護受給者は、この給付金が受けられると思いますので、本給付金を活用していた だき、今夏の電気代高騰の補填にご活用いただけたらと考えております。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

本市の生活困窮者自立支援事業につきましては、社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会へ委託により実施しています。

行政機関とは異なり、福祉専門職の相談員において、相談者に寄り添った相談支援が行われ、生活保護が必要と判断される場合には、自立相談支援員が相談者に同行して生活保護の相談窓口に訪れるなど連携を図っております。

令和2年度から自立相談支援事業の充実を目的として、アウトリーチ支援員を配置しました。今後とも、生活困窮者の把握に努め支援の充実を図ってまいります。